



申告相談日程表

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒などにご協力ください

テラス沼田 4階 防災会議室 401・402

受付時間 午前9時～午後4時

番号札 当日午前8時から申告会場前「市民ロビーぱるく」にて配付

※車でお越しの場合、下之町立体・平面駐車場をご利用ください。料金は申告期間に限り無料です。必ず申告相談会場で駐車券の無料手続きをしてください

月	日	対象地区
2月	16日(木)	川田地区
	17日(金)	池田地区
	20日(月)	利南地区
	21日(火)	利南地区
	22日(水)	利南地区
	24日(金)	利南地区
3月	27日(月)	薄根地区
	28日(火)	薄根地区
	1日(水)	東倉内町・西倉内町・柳町
	2日(木)	高橋場町
	3日(金)	材木町・桜町・上原町
	6日(月)	東原新町・西原新町
3月	7日(火)	上之町・馬喰町・中町 坊新田町・下之町・鍛冶町
	8日(水)	榛名町・清水町・薄根町
	9日～(木)	全地区
	15日(水)	※混雑が予想されます
	※土・日曜を除く	

利根支所(若者定住センター内)

受付時間 午前9時～午後4時

月	日	対象地区
2月	16日(木)	輪組・多那・石戸新田・二本松
	17日(金)	園原・穴原・根利・小松・柿平・日向南郷・日影南郷・青木・砂川
	20日(月)	老神・大原
	21日(火)	大楊・高戸谷
	22日(水)	平川・千鳥
	24日(金)	追貝
2月	27日(月)	全地区 ※混雑が予想されます

白沢支所 2階保健指導室・営農指導相談室

受付時間 午前9時～午後4時

月	日	対象地区
2月	28日(火)	高平1班～14班
3月	1日(水)	高平15班～23班・生枝
	2日(木)	岩室・尾合
	3日(金)	平出・下古語父
	6日(月)	上古語父1班～16班
	7日(火)	上古語父17班～39班
	8日(水)	全地区 ※混雑が予想されます

沼田税務署からのお知らせ 問合せ 沼田税務署 ☎ 22-2131(自動音声案内)

確定申告会場のご案内(所得税・個人消費税・贈与税)

会場 沼田税務署 1階会議室(東原新町1910-2)

期間 2月1日(水)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

相談受付時間 午前8時30分～午後4時

※作成に時間を要するため、午後2時頃までの受け付けにご協力ください。午後4時前であっても相談受付を終了する場合があります。提出のみ午後5時まで可

相談開始時間 午前9時

入場 入場整理券が必要です。国税庁LINEアカウントにて事前取得するか、当日会場で取得してください



国税庁
LINE アカウント

譲渡所得および贈与税の申告相談などの相談日 2月2日(木)・8日(水)・10日(金)・16日(木)・20日(月)・22日(水)、3月2日(木)・6日(月)・8日(水)・10日(金)・14日(火)・15日(水)
※スマホをお持ちの人は、原則、スマホを利用して申告書を作成していただきます

マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告ができます

マイナンバーカードと、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを持っている人は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を提出できます。マイナポータル連携を行うと、1年間分の医療費情報、公的年金などの源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力されます。

確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携



説明動画



市県民税の申告

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

お早めに!



問合せ 税務課市民税係 ☎ 内線 3011・3012 申告書の書き方など分からないことがありましたらお気軽に
白沢支所生活係 ☎ 内線 7832 お問い合わせください。申告期間中は、職員が申告を受けている
利根支所生活係 ☎ 内線 7913 ため、後日折り返しの連絡となることもあります。 1008621

申告が必要な人

令和5年度市県民税の申告受け付けが始まります。昨年1月1日から12月31日までの収入が対象で、市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。

必ず3月15日(水)までに申告書を提出してください。

今年1月1日現在、本市に住所があり、昨年中の収入状況などが、次のいずれかに該当する人

- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬)などの収入があった
- ② 給与収入があり、支払先から市へ給与支払報告書が提出されていない
- ③ 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない
- ④ 所得控除の内容を変更または追加
- ⑤ 上場株式等の所得について、所得税と市県民税で異なる

申告書が必要な人

課税方式を選択する。 ※上場株式等の所得の全部を申告不要とする場合、確定申告書第2表の住民税に関する事項欄に付記した人は申告不要

申告書の提出

申告書を自分で作成する人
申告書に次の書類を添付の上、郵送または申告会場や税務課窓口へ提出してください

- ① 令和4年分所得税確定申告書を税務署へ提出した
- ② 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない
- ③ 昨年中の収入が給与のみ、または給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている
- ④ 昨年中の収入が公的年金のみ

申告会場での面談をして申告書を出す人

申告書(会場にも用意)

申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード

※通知カードの場合、運転免許証など本人確認書類も持参

① 給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など

③ 公的年金受給者は源泉徴収票

● 該当者のみ持参

① 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの

② 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

● 源泉徴収票や控除証明書

次の申告は沼田税務署へ確定申告が必要

① 譲渡所得(土地・株式など)

② 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

③ 令和3年分以前の確定申告(修正申告、更正の請求を含む)

④ 消費税の申告

⑤ 青色申告

⑥ 損失申告

は、確定申告書への添付が必要となりますが、市役所の申告相談では提示が必要となりますので、忘れずにお持ちください

■ 申告書は本人が記入して提出してください

■ 代理人が提出する場合は、「委任状」の提出が必要です

■ 申告の際に、本人確認書類の原本の提示や写しの提出が必要

■ 事前に収入金額や経費などを集計してください

■ 医療費控除の申告をする場合、領収書を医療を受けた人、病院ごとに集計して提出してください